

# 建設環境委員会勉強会会議録

|                                                                       |                       |                |        |       |       |          |
|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------|----------------|--------|-------|-------|----------|
| 招 集 年 月 日                                                             | 令和 8 年 3 月 1 3 日      |                |        |       |       |          |
| 招 集 の 場 所                                                             | 湖西市役所 委員会室            |                |        |       |       |          |
| 開閉会日時及び宣告                                                             | 開 会                   | 午前 1 0 時 0 0 分 |        |       | 委 員 長 | 楠 浩幸     |
|                                                                       | 閉 会                   | 午後 1 時 2 4 分   |        |       | 委 員 長 | 楠 浩幸     |
| 出席並びに欠席議員<br><br>出席 6 名<br>欠席 0 名<br><br>○ ……………出席を示す<br>▲ ……………欠席を示す | 氏 名                   |                | 出 欠    | 氏 名   |       | 出 欠      |
|                                                                       | 寺田 悟                  |                | ○      | 滝本 幸夫 |       | ○        |
|                                                                       | 菅沼 淳                  |                | ○      | 楠 浩幸  |       | ○        |
|                                                                       | 佐原 佳美                 |                | ○      | 二橋 益良 |       | ○        |
|                                                                       |                       |                |        |       |       |          |
| 説明のため出席した者の職・氏名                                                       | 環境部長                  |                | 内藤 健作  |       |       |          |
|                                                                       | 上下水道課長                |                | 鈴木 克昌  |       |       |          |
|                                                                       | 課長代理兼総務係長             |                | 外山 典靖  |       |       |          |
|                                                                       | 工務係長                  |                | 中西 雄一  |       |       |          |
|                                                                       | 工務係主査                 |                | 鮫田 英寿  |       |       |          |
|                                                                       | 総務係主任                 |                | 関宮 令以奈 |       |       |          |
|                                                                       | 総務係主任                 |                | 三浦 聡   |       |       |          |
|                                                                       | 都市整備部長                |                | 匂坂 隆弘  |       |       |          |
|                                                                       | 都市計画課長                |                | 片山 徳二  |       |       |          |
|                                                                       | 課長代理兼まちづくり係長          |                | 高橋 慎太郎 |       |       |          |
|                                                                       | 主査                    |                | 松坂 実佳  |       |       |          |
| 職務のため出席した者の職・氏名                                                       | 局長                    | 内山 浩二          |        | 書記    | 白井 麻貴 | 書記 高橋 俊貴 |
| 会議に付した事件                                                              | 令和 8 年 3 月 定例会付託 議案審査 |                |        |       |       |          |
| 会議の経過                                                                 | 別 紙 の と お り           |                |        |       |       |          |

傍聴議員：神谷議員、竹内議員、相曽議員、山本議員

# 建設環境委員会会議録

令和 8 年 3 月 1 3 日（金）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会



〔午前10時00分 開会〕

○楠委員長 それでは、所定の定数に達しておりますので、ただいまから建設環境委員会を開きたいと思います。

本日は正副議長と相曽議員、山本議員が傍聴を希望されておまして入室をされておりますので、その旨、御報告をいたします。

本3月定例会におきまして、当委員会に付託をされました議案は、既に配信、配付をさせていただいております付託議案一覧表のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

ただいまから議案の審議に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づきマイクのスイッチを入れて御発言をお願いします。また、お互いに貴重な時間でございますので、質疑は一問一答として、特に答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思います。よろしくお願いします。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○楠委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

説明補助職員におかれましては、審査の邪魔にならないよう、静かに出入りをするようお願いをいたします。

これより議案の審査に入らせていただきます。

審査は、議案第42号、議案第43号、議案第9号の順に行います。

それでは、議案の審査に入りますが、初めに環境部長がおられますので、御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○内藤環境部長 それではすみません、本日、よろしくお願いします。

上下水道課のほうになりますが、今年度から執務室を湖西浄化センターのほうに上水のほうに移りまして、上下水一体で業務を行ってます。その中でお互い連携をしながら業務を推進してるというところでございます。今後も引き続きまして、施設、今、老朽化等も進行しております。あとは耐震対策、また将来の人口減少など対応するように、さらなる経営基盤の強化と強靱化のほうを図ってまいりたいと思います。

それでは、下水道、上水道それぞれの令和8年度の予算のほうについて議題とさせていただいておりますので、御審議のほうよろしくお願いします。

以上です。

○楠委員長 ありがとうございます。

それでは、まず初めに議案第42号 令和8年度湖西市公共下水道事業会計予算を議題といたします。

議案書は154ページから156ページ、公共下水道事業会計予算に関する説明書及び予算概要説明書92ページから97ページを御覧くださいということで、これより質疑を行います。

まず、収益的収入のところから、菅沼委員。

○菅沼委員 それでは、1款1項1目収益的収入です。使用料ですが、前年比で約2,200万円減少しておりますが、処理区それぞれの減少の内訳と主な理由をお伺いします。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えをいたします。

これまで下水道使用料につきましては、経営戦略に基づきまして算定した収支計画を基に予算計上をしておりますが、技術職員の不足等に伴います工事進捗の遅れなどによりまして、水洗化率が伸び悩んでいることから、令和8年度の予算につきましては、直近の使用実績の動向を踏まえて積算を行いました。

減少の内訳ですが、浜名湖処理区の前年度予算が2億3,497万2,000円、令和8年度ですが2億2,398万3,000円となっております、差引き1,098万9,000円の減。一方、新居処理区ですが、前年度予算が1億3,962万8,000円、今年度が、令和8年度は1億2,839万7,000円でありまして、差引き1,123万1,000円の減となっております。

この結果、使用料収入を前年度比2,222万円減と見込んでおります。今後につきましても、実績の推移を注視しな

がら、水洗化率向上の取組を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○楠委員長 菅沼委員、いかがですか。

○菅沼委員 ありがとうございます。分かりましたけど、ちょっと私、下水、何ていうんですかね、つなげてないもんですから分からないもので、ちょっとお聞きするんですけど、この使用料というのはどういうふうにカウントされて、そういう料金になるんですか。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 使用料につきましては、基本的には水道メーターを通った水がそのまま下水に流されるということで、水道の使用料を下水道の使用料としてカウントをしております。

○楠委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 水道の使用料が基本。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 はい、そのとおりです。

○楠委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 ただ、その水道の使用料というと、全て下水に流すわけじゃないじゃないですか。消費する部分もあって、丸々その水道料金が反映されるということですか。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 基本的にはもう水道メーターを通った水は全て下水の使用料としてカウントさせていただいております。

○楠委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 何%か引いてもらいたいですね。分かりました、ありがとうございます。

○楠委員長 菅沼委員、いいですか。

ほかに質疑のある方はございますか。

寺田委員、どうぞ。

○寺田副委員長 同じく収益的収入の1款1項1目なんですけど、なかなか、今、人口減少の中、下水の接続もなかなか伸びないということで、大変な思いをしていると思うんですけど、その減少対策、これはどういったことをされているのか伺います。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えをいたします。

減少の対策でございますが、まずは公共下水道の供用開始地域の未接続の方に対しまして勧奨の通知をさせていただいて、接続の向上に努めてまいります。これによりまして、使用料収入の確保を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、今後は人口減少に伴います下水道使用料の減少というのが見込まれますが、維持管理業務の効率化であったり、委託内容の見直しなどによって、維持管理費をはじめといたします経費の削減のほうに取り組んでいき、経営の健全化を図ってまいりたいと考えております。

さらに、将来にわたり安定的な事業運営を確保するため、経営状況や市民生活への影響を十分に勘案しながら、下水道使用料の改定についても視野に入れて慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田副委員長 その未接続の世帯に周知して接続していただくということなんですけど、それぞれ接続しない理由と

いうのがあると思うんですけども、それぞれの世帯の状況に応じて。その理由の把握と、それに対する対策というのは積極的に何か進めてることはあるんですか。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 接続していただけない方については、高齢者の世帯で接続をしてもあとどれだけ使えるか分からないという方もいらっしゃるし、年金で暮らしてるんだからなかなかそこまでの費用が捻出できないというようなお話も伺ってはおります。あと、跡取りもいないもんですから、この家がどっちみちもう取り壊すしかないというような、お話もいただいてることはあります。あと、建て替えに合わせて接続したいなんていう方もいらっしゃるのございますので、そういったところにつきましては、やはり、そうですね、接続のお願いをするしか我々はございませんけれども、一応、補助制度等もございますので、そういうこともお話しさせていただきながら、接続のお願い等もしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○楠委員長 寺田委員、どうですか。

○寺田副委員長 なかなか難しいところがあると思いますけども、できるだけ理解を得て接続していただけるように、よろしくお願いします。

○楠委員長 よろしかったですね。

ほかにはありますか。

それでは佐原委員。

○佐原委員 ちょっと先ほどの一番最初の菅沼委員の質問のことを聞いてもいいですか。計画で実施していたけれども、人手不足で接続の距離が延びなかったとおっしゃいましたか。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 ちょっと技術職員の不足で工事が思うように進捗していかないということで、下水道が広げられないというんですかね、工事ができないもんですから、当初見込んでおったエリアが全部が全部できない、工事に手が回らないという言い方はおかしいですけども、工事が発注し切れないというところがございまして、そういったところで接続件数が伸びていかないというところもございます。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 その発注し切れないというのは、さっき、私は何か人手不足というか、その何ていうの、職人さん不足とか、そういうふうに思ったけど、よく意味が分かんないんですけど。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 行政側のほうの課題でありまして、発注者側のほうの。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 行政側の。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 工事が発注出せない、下水道工事が出せない。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 何で。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 技術職員が不足しておって、ちょっと手が回らない。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 職員が不足して。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 はい。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 分かりました。ずっと課題になってることがそのまま現実でということですね、分かりました。  
それと、続いていいですか。

○楠委員長 はい、どうぞ。佐原委員。

○佐原委員 今、寺田委員の質問のところで、接続を勧奨していくということと、それと、その何だ、収入を、料金徴収の方法だと思うんですけど、委託で安定的に収入につなげるみたいな回答おっしゃいましたよね。委託でというのは、水道の豊橋市と合同でやっているところに入っているということですかね、下水道。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 そうですね、料金収入につきましては、豊橋市さんと豊川市さんと今3市でやってますけども、その部分になります。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 それで委託料で安定的収入に結びつけるといった。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 その業務を効率化するか、あとはシェアードすることによって費用対効果というんですかね、効果がありますので、スケールメリットが効いてまいりますので、単独でやるよりは当然そこでコストは落とせるということになります。

○楠委員長 佐原委員、挙手をしながらお願いします。

○佐原委員 すみません。では、いいですか。

○楠委員長 はい、お願いします。佐原委員。

○佐原委員 1款1項6目です、指定工事店手数料9万円の積算根拠をお伺いします。そもそものがちょっと2年目にもなって、今さら聞くのも恥ずかしいんですけど、手数料って何でしたっけと思って。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えいたします。

排水設備等の新設の工事になります、宅内の皆様の下水の接続の工事になります。市長が指定いたしました排水設備指定工事店というものがございまして、その工事店が行わなければならないとなっております。指定工事店としての指定を受けるために、排水設備業者から提出された申請書の内容を審査させていただきまして、適当と認めたときには湖西市排水設備指定工事店証というものを交付いたします。指定工事店証を交付する際に手数料といたしまして、新規の案件であれば1万円、5年ごとになります。更新または再交付ということになりますと5,000円のほうを徴収させていただいております。

今回、予算といたしましては、更新の手数料が16件で8万円、新規の手数料として1件1万円、合計17件の9万円を予算計上させていただいております。

以上です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 16件も新たなお店と契約したということですか。新たじゃない、更新したということですね。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 はい、16件の更新を見込んでおります。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 それ1年更新なんですか。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 5年更新となっておりますので、5年ごとに更新をさせていただいております。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 すみませんね、何か聞いたような気がするんですけど、忘れてて。

○楠委員長 佐原委員、よかったですか。

○佐原委員 いいです、ありがとうございます。

○楠委員長 それではほかに。

寺田委員。

○寺田副委員長 同じく収益的収入の1款2項2目、他会計補助金の増額理由を伺います。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えいたします。

まず初めに、一般会計からの繰入金について説明をいたします。一般会計からの繰入金は、下水道事業などの公営企業会計の運営に必要な資金を確保するために自治体の一般会計から繰り入れられるものでございます。湖西市の公共下水道事業会計では、総務省の基準に基づきまして、高度処理に要する経費分と分流式下水道等に要する経費分をいただいております。また、その他の繰入金といたしまして、企業債元金償還金分、職員の人件費分、維持管理に伴う営業助成分をいただいております。

増額の理由でございますが、湖西浄化センター、新居浄化センターの設備修繕等に係る維持管理費の増額に伴いまして繰入金が増額したことが大きな要因となっております。

予算特別委員会でもちょっと御答弁させていただきましたけども、両施設につきましては建設から約25年が経過しております。近年におきましては設備の修繕や取替えの事案が多く発生しておりますが、それを事後修繕や取替え時期の先延ばしということが続いているような状況となっております。

しかしながら、事後修繕や更新時期の先延ばしについては整備の突発的な故障リスクを高めるとともに、結果として緊急対応による修繕費用の高額なリスクや処理機能の低下によります市民生活の影響を招くおそれがございます。このため、施設機能の安定的な確保を図り、計画的な修繕・更新を実施していくため、維持管理費用の増額に伴う繰入金の増額をしようとするものでございます。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○楠委員長 答弁につきましては結論と、それからその後に根拠を簡潔にお話いただければ、私たちの理解も深まると思いますので、よろしくお願いします。

それでは、ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

寺田委員。

○寺田副委員長 続けてすみません、同じく収益的収入のところ、1款2項3目、他会計負担金の増額理由を伺います。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 増額の主な理由といたしましては、処理場の修繕費の予算額が増額したことに伴い、繰出基準による高度処理に要する経費が増額したこと。また、企業債利息の支出が増額したことに伴い、分流式下水道に要する資本金に係る繰入金も増額したものでございます。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田副委員長 ありがとうございます。

○楠委員長 それでは、続けてですけれども、収益的支出のほう、質疑のある方。

寺田委員。

○寺田副委員長 じゃあ続けてすみません、同じく収益的支出の1款1項4目のとこですね、4節、退職手当負担金というのが計上されてるんですが、退職予定者がいてこういう負担金というのは計上してるのか、そのところを教えてください。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 退職予定者がいるのかということについてございますが、退職予定者についてはおりません。なぜこれを計上するかということでございますけれども、退職手当負担金につきましては、退職時に支払われる手当の原資として静岡県市町総合事務組合へ支出する負担金となっております。このため、退職予定者がいるかどうかにかかわらず負担金を支払う必要がございます。実際の退職手当は静岡県市町総合事務組合が県内の各市町から収受しました負担金等を基に支給をされるものでございます。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田副委員長 これ、資本的支出のほうにも同じようにあるんですが、要は分ける理由というのがあるんですか。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 予算が、企業会計自体が収益的収入・支出と資本的収入・支出ということで、いわゆる3条、4条という分けをするんですが、そこに充て込む職員がそれぞれいますので、その支出項目に合わせて負担金として計上させていただいております。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田副委員長 その職員というのは、要は一般職とか技術職とか、そういう区別のことを言ってみえるんですかね。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 そうですね、上下水道課のおおのの職員がそこに。その予算項目から給与を支払いしておりますので、その支出項目に応じて手当を計上しておるということでございます。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田副委員長 同じ職員なのになぜ分けるのかと、よく分からないですけど、そういうことになってるということなんですね、理解しました。

○楠委員長 それでは、ほかにありますか。

寺田委員。

○寺田副委員長 収益的支出のところ、29節の負担金の詳細を伺います。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 負担金ですが、下水道事業の運営に関わります各協会へ所属する負担金や研修会の参加費用、下水道使用料徴収業務委託として下水道事業から水道事業へ支払う負担金の計上をしております。

まず、会費負担金につきましては、日本下水道協会が本部、中部支部、静岡県支部とございますので、そこに対する会費の負担と、湖西市危険物安全協会と湖西地区安全運転管理協会というのがございます、そこにお支払いをいたします負担金。その他といたしましては、事務研修などがございますので、その研修のときの負担金でありますとか、大きいものといたしましては、下水道使用料等の徴収業務になりますが、ここが大きな金額で約2,000万円強の予算をここで計上しておるところでございます。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田副委員長 いろいろなことがあって、分かりました。ありがとうございます。

○楠委員長 それではほかに。

菅沼委員。

○菅沼委員 同じく収益的支出で1款1項5目の減価償却費ですが、前年比で約1,340万円増額とした理由をお伺いします。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えいたします。

減価償却費が増加した主な要因でございますが、令和7年度中に完成をいたしまして、固定資産に計上した工事が増加したことによるものでございます。具体的に言いますと、令和6年度において年度内に完成しなかった工事につきましては、建設仮勘定として計上しておりましたが、令和7年度中に完成したことから固定資産へ振替を行います。併せまして、令和6年から令和7年の下水道事業団との2か年協定を結ばせていただいております湖西浄化センターの汚泥処理棟の耐震工事と令和5年度から令和7年までの3か年の協定を結んでおります汚泥脱水機の設備の更新工事につきましても完了いたしておりますので、固定資産の登録額が増加することとなります。

このものを固定資産として登録したことによりまして、これらの資産は令和8年度より減価償却の対象となるため、減価償却費が増額したものでございます。

以上です。

○楠委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 償却資産が令和8年度増えるということですね。いろいろあると思うんですけど、今言った償却資産というのは、償却期間なんていうのはそれぞれ違うんですか。

○楠委員長 上下水道課長代理。

○外山上下水道課長代理 すみません、課長代理、外山です。

建物であれば例えば60年であるとか、設備であると20年、下水道管だと50年とかということで、それぞれのものによって耐用年数というのが決められてますので、それに合わせて減価償却を定額法でもってやっております。

以上です。

○菅沼委員 分かりました、終わります。

○楠委員長 それでは、私のほうからも1点ちょっと伺いたいんですけども、よろしいですかね。

何か進行を代わらなきゃいけないみたいなので、じゃあ寺田副委員長のほうに、私のほうから、議案42号について、委員として質疑をしたいので、暫時、副委員長と交代をいたします。

○寺田副委員長 それでは、暫時、委員長の職務を行わせていただきます。

質疑を行います。

楠委員、どうぞ。

○楠委員長 すみません、令和8年度の経費回収率と汚水処理原価の目標比、令和8年度なんですけども、伺いたいと思います。

○寺田副委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えをいたします。

令和5年度に見直しを行いました湖西市下水道事業経営戦略におきましては、計画期間である令和12年度までに経費回収率100%以上、汚水処理原価1平方メートル当たり144円以下を目標としております。その計画の中で、令和8年度の計画値、経費回収率ですが、94.6%、汚水処理原価1平方メートル当たり152円を設定しております。

しかしながら、令和6年度の決算実績値でございますが、経費回収率85.7%、汚水処理原価1平方メートル当たり180円となっております。これにつきましては昨今の急激な物価高騰や処理場設備の修繕等に伴います維持管理費の

増加などの要因により、計画値と乖離している状況でございます。このため、現行の下水道使用料の水準について改めて検証を行うとともに、今後の社会情勢や経済動向を踏まえながら、使用料の改定についても具体的な協議を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○寺田副委員長 楠委員。

○楠委員長 ということは、目標値を修正をするということも考えられるということでもいいですか。

○寺田副委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 はい、そのとおりでございます。

○寺田副委員長 楠委員。

○楠委員長 分かりました。また適宜、情報共有いただければと思います。

終わります。

○寺田副委員長 それでは、委員長のほうを交代いたします。

○楠委員長 大変失礼いたしました。

それでは、続けてまた質疑に戻りたいと思います。

ほかに質疑のある方は。

二橋委員。

○二橋委員 同じく支出の件で、経常収支比率、令和8年度はどのように変化していくのか教えていただきたいと思っています。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えいたします。

まず実績値でございますが、令和4年度が99.54%、令和5年度が99.62%、令和6年度が99.95%となっております。毎年99%を超えて少しずつ上昇してまいりましたが、令和8年度の経常収支比率を予算ベースですが試算をいたしますと97.59%になります。本来、公共下水道事業において使用料の収入等の経常収益で維持管理費などの経常費用を賄う経常収支比率ですが、100%以上の状態を目指すところではございますが、令和8年度につきましては、施設の老朽化に伴います修繕費用が多く見込まれておりますので、予算上の数字では100%未満というふうになっておるところでございます。

以上です。

○楠委員長 二橋委員、いかがですか。

○二橋委員 ちょっとこの令和8年度、収支がちょっとがくっと落ちてるんだけど、8%という設定というのはどういうことで設定されてる。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 97.59で98%。

○二橋委員 ああ、98%。

○楠委員長 上下水道課長代理。

○外山上下水道課長代理 すみません、課長代理、外山です。

令和8年度につきましては修繕費用、先ほどの質問での答弁もありましたように修繕費用を多くかけてます。昨今、緊急的に機械が故障する案件があったりということで、本格的に維持管理に向けて修繕費用をちょっと増額をしております。そういったことで例年のペースよりは多めの支出をスポット的に、単発的に行うということで、経常的にこの支出が続いていくというわけではないんですけど、今回力を入れて取りかかることで、一回土台となる施設についてはしっかりと動くようにということでの経費をかけていくということになります。これをかけないということにな

ると、また今年度補正での対応で修繕費を増額させてもらったりであるとか、どうしても突発的な対応ということで、計画的にやるよりは割高な経費をかけるということになります。そういったことを防ぐためにも、あらかじめ予算化をした上でやっていくと。現在、予算ベースでは98%なんですけど、実際入札差金が出たりだとか、そういったことも踏まえていくと、実績値になるとある程度ならされることもあるのかなと。そういった先を見据えると、実績値でいくと大体99%でしたが、今回予算ベースは98%というのは、1%の差はだんだんと基本的には上がっていくことは想定されるかなと。企業会計上だとどうしてもそういう動きがあるので、できるだけ経費の削減というのは努めながらも、今年度は支出多いですけども、来年度、再来年度以降に向けてベースをしっかりと整えていきたいという思いの予算となっております。

以上です。

○楠委員長 二橋委員。

○二橋委員 ちょっと何回も聞くようだけど、これ、企業会計というのはちょっと複雑なところがあるんだけど、はっきり見えるのは要するにその当該年度の活動収支がどうだということ、要するに資金収支、それ一緒になっちゃうと、どこにどういうものが隠れてるかということが見えなくなる可能性があるんじゃないかなと思うんだけど、そこら辺はどういうふうに考えてますか。

○楠委員長 上下水道課長代理。

○外山上下水道課長代理 その点であります。基本的には経営戦略というものがございまして、それに基づいた工事であるとか、そういったものを進めていくというのがまず第一となります。ただ、どうしても計画となりますと、5年、10年というスパンになりますので、そういった中で必要に応じてかける費用はかけるというスタンスは取っていかないといけない。今回はそういったことで経費がちょっと多くなってるという点は、長期的なものというよりは、短期的な扱いでまず修繕はしますが、施設に対してはそれを行うことで長期的な維持管理ができるということと踏まえておりますので、そういったことで僕らのほうも経費削減や維持管理コストの見直しというのは重視しながら、経常収支比率100%以上というのは目指していきたいと考えております。

以上です。

○楠委員長 二橋委員。

○二橋委員 ちょっとくどくなるようだけど、その修繕とか、あるいは修理費に関して、突発的なことが起きると、そこら辺、狂ってきちゃうもんですから。先ほどは今言われるように、計画的、計画的と言うけども、計画的にならんよね。ちょっとそこら辺をやっぱり勘案してこれから対応していかんとあれだと思いますので、できたら当該年度の活動収支がどうだということも本来うたうべきだと思いますけど、またそれは今後の対策としてお願いいたします。

以上です。

○楠委員長 それでは、ほかに質疑はありますか。

佐原委員。

○佐原委員 じゃあ資本的収入のほうへ行っていていいですか。

○楠委員長 はい、お願いします。佐原委員。

○佐原委員 資本的収入の1款1項1目公共下水道事業債、資本費平準化債は、それぞれ公共下水道事業債は2億4,400万円で、資本費平準化債は5億2,970万円はそれぞれ何年で借入総額はどのくらいですか。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 公共下水道事業債の償還期間ですが30年となっております。その30年のうち据置期間というのは5年ございます。資本費平準化債ですが、償還期間、こちら20年となっております。これにつきまして据置期間はございません。支払い時期ですが、どちらも9月と3月の2回の支払いを計画しております。

以上です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 据置きというのは開始のときに公共下水道事業債は5年は払わずに、6年目から払うということ。

○楠委員長 上下水道課長代理。

○外山上下水道課長代理 据置きの期間の概念ですけども、元金を払わなくて、その間、利子だけを払うという期間が据置期間となります。その5年ということで、6年目から元金と一緒に利子を払う流れとなっております。

以上です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 ありがとうございます。

○楠委員長 あれ、総額は伺ったんでしたっけ。佐原委員、いいですか。

○佐原委員 総額を聞いております。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 すみません、お答えいたします。

現在の借入残高ですが、約95億円となっております。

以上です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 それ、両方で95億円。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 両方で95億円となっております。

○楠委員長 佐原委員、いいですか。

○佐原委員 はい、ありがとうございます。

○楠委員長 それではほかに。

佐原委員。

○佐原委員 すみません、同じく資本金的収入で1款4項1目バイオマス研究のフィールド整備負担金の事業内容をお願いします。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えいたします。

バイオマス事業ですが、市が脱炭素・資源循環経済の構築を目指すため、地域で配置されております有機物をメタン発酵により発生するバイオ液肥の活用及びバイオメタンを精製、ガスエネルギーとして活用するための事業として引き続き実証実験を行っていきます。

令和8年度ですが、下水道汚泥を主原料といたしまして事業を行う予定でございます。より効率的なメタン発酵とバイオ液肥の製造を引き続き行いまして、その発生したメタンガスとバイオ液肥の高度利用の効果検証を行うという計画をしております。そのためのフィールド整備になりますが、その負担金によりまして、現在ありますバイオマスプラントの北側に原料の投入槽及びバイオマスの精製機などを設置するための土間コンクリート等の整備を行う計画をしております。

以上です。

○楠委員長 佐原委員、いいですか。

○佐原委員 前年がゼロだったんですけど、あれ、造ったのは前々年だったんですかね、じゃあ。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 そのとおりです。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 分かりました、ありがとうございます。

○楠委員長 それでは、ほかにありますか。

菅沼委員。

○菅沼委員 同じく資本的収入で1款8項1目受益者負担金です。前年比で約1,650万円増額とした理由をお伺いします。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えいたします。

下水道整備が完了いたしますと、整備された区域の方々は公共下水道を利用することが可能となりますが、整備区域外の方はその利益を受けることができないということから、下水道を利用する方と利用しない方の間で負担の公平を欠くことになりますので、その負担の公平を保ちながら下水道事業を進めていくために受益者負担金をいただいております。

下水道の本管工事が完了いたしまして、下水道を利用できるようになった区域に対しまして、翌年度に受益者負担金の賦課を行います。令和7年度につきましては令和5年度中に完了せず、令和6年度に繰り越した工事と、令和6年度に工事が終わった区域に対して受益者負担金の予算を計上しております。令和8年度につきましては、令和6年度中に完了せずに、令和7年度に繰り越した工事と令和7年度の工事区域について受益者負担金を予算計上しております。

増額した理由でございますけれども、令和6年度中に完了する工事区域より令和7年度中に完了する工事区域の面積が広いため、前年度比約1,650万円の増額を見込んでおります。

以上です。

○楠委員長 菅沼委員、いいですか。

○菅沼委員 ちなみに、これ何件分というんですかね、そういうのありますか。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 件数というよりも整備面積になります。

○楠委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 何か所分とか分かるんですか、それは。いいですよ、分からなかったら。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 ちょっとお待ちいただけますか。

ちょっと休憩を。

○楠委員長 それでは暫時休憩とします。

午前10時40分 休憩

---

午前10時41分 再開

○楠委員長 休憩を解いて、会議を再開いたします。それではまた後ほど御報告をいただくということで。

菅沼委員、どうぞ。

○菅沼委員 分かりました。よろしくお願いします、じゃあ。

○楠委員長 質問は以上でよろしかったですか、菅沼委員、いいですね。

それでは、続いてほかに質疑がある方。

二橋委員。

○二橋委員 資本的支出のほうなんですけども、今回令和8年度では予定管路の建設が1,058メートルということでございますけども、まず主なものをちょっと聞きたいと思います。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えいたします。

事前にお配りをいたしておりました工事の予定区域の図面は今お持ちでしょうか。

○楠委員長 今日の資料、勉強会の資料。

○二橋委員 口頭で場所だけ言ってくれりゃいいよ。

○鈴木上下水道課長 いいですか。

○二橋委員 それに照らし合わせればいいんだ。

○鈴木上下水道課長 工事の場所ですが、三ツ谷地区の枝線管渠築造工事ということで、これにつきましては約300メートルを計画しております。あと新所原地区になりますが、公共岡崎1号幹線管渠築造工事ということで、これにつきましては延長約58メートル、工事としては推進の工事となります、開削ではなくて推進ですね。3件目ですが、同じく新所原地区ですが、新所原地区の枝線管渠築造工事の1工区ということで、延長約320メートル、これにつきましては口径200ミリの管を開削工事と合わせて、高さが取れませんが、圧送管ということで、マンホールポンプから圧送して汚水を送るための管路を、自然流下の管と圧送管、両方入れる工事になりますが、これが320メートルの工事となっております。同じく新所原地区ですが、新所原地区枝線管渠築造工事の2工区になります。これが延長約380メートル。これにつきましても口径200ミリの自然流下管及び圧送管を埋設する工事を計画しております。

あと管路ではございませんけれども、今年度、FDK湖西工場辺りの工事をさせていただいておりますけれども、その工事にマンホールポンプを1基設置する工事を予算に計上させていただいております。

以上です。

○楠委員長 二橋委員。

○二橋委員 主にはこの何ていうか、幹線の管路って、この岡崎地区だけですか。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 来年度の予定といたしましては、岡崎1号幹線のみを計上してございます。

○楠委員長 二橋委員。

○二橋委員 なかなか進捗状況があまり進んでないもんですから、分かりました。以上です。

○楠委員長 それでは、またなんですけれども、委員長の交代をお願いしたいんですけど、副委員長、よろしいですか。

○寺田副委員長 それでは、暫時委員長職務を行います。

質疑を行います。

楠委員、どうぞ。

○楠委員長 それでは、私のほうからまた資本的支出のところなんですけれども、令和8年度の管路更新率と重要管路耐震化率の目標値を伺いたいと思います。管路の更新というのはなかなか少ないのかなと思うんですけど、伺います。

○寺田副委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えいたします。

令和7年度末時点の管渠総延長ですが、約163.5キロメートル。令和8年度の工事につきましては、延長約1.9キロメートル施工計画しておりますので、管渠総延長としては約165.4キロメートルとなっております。管路更新率としましては、約1.1%となっております。

重要管路耐震化率につきましては、令和8年度末の重要管路の総延長ですが、約15キロメートルとなっております。

当市におけます耐震化の定義といたしましては、3点ございまして、1つ目は透水性の高い材料で地下水位の上方まで埋め戻す。あとは締め固め度が90%以上で良質な土で埋め戻しをする。3つ目にマンホールと管渠の継ぎ手部分

につきましては可とう性を有する構造としております。当市の重要路線にあります管渠につきましては、既にこのような施工がなされておりますので、耐震性は有しておるといふふうに考えておるところでございます。

今後の施工についても同様な施工を計画してございますので、耐震化率については100%というふうに理解をしております。

以上です。

○寺田副委員長 楠委員。

○楠委員長 承知しました。ありがとうございました。終わります。

○寺田副委員長 それでは、委員長交代いたします。

○楠委員長 すみませんでした。

それでは、続けて質疑を進めていきたいと思います。

ほかに質疑のある方は。

佐原委員。

○佐原委員 資本的支出で、1款1項3目、7,458万円の機械とはどんな機械ですか。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えいたします。

今回計上いたしました機械の内容につきましては、湖西浄化センター、新居浄化センター、両浄化センターの稼働に必要となります機械等の更新費用を計上させていただいております。

内容といたしまして、各浄化センターの放流水質を維持するための機械の更新であったり、湖西浄化センターにつきましては汚泥運搬の搬出口のシャッターがもう老朽化して故障しております。そのシャッターの更新工事、更新としての費用を計上してございます。

湖西浄化センターの主なものといたしましては、水処理棟の最終沈殿池のスカムスキマーという設備がございますが、その修繕、更新。新居の浄化センターにつきましては、汚泥の濃度計のほうの更新の費用を計上させていただいております。

以上です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 分かりました。1台の機械だと思って、合計ですね。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 先ほどすみません、菅沼委員の御質問に対して。令和8年度に賦課する面積ですが、約15ヘクタールの面積に受益者負担金を賦課させていただく計画をしております。

以上です。

○楠委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 ありがとうございました。

○楠委員長 よろしかったですかね。

以上で通告いただいた質疑は終了なんですけども、ほかに確認事項等ありましたら挙手をお願いします。大丈夫ですかね。ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○楠委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○楠委員長 ないようですので、これをもって討論を終結をいたします。

これより、議案第42号 令和8年度湖西市公共下水道事業会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○楠委員長 ありがとうございました。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。

それでは、続けてですけれども、今度は上水のほうに入るんですけども、休憩をあの時計で11時まで休憩をしたいと思います。よろしくお願いします。これより暫時休憩といたします。再開は11時ですね。

午前10時49分 休憩

---

午前11時00分 再開

○楠委員長 それでは、休憩を解いて会議を再開をいたします。

続きまして、議案第43号 令和8年度湖西市水道事業会計予算を議題といたします。

議案書157ページから159ページ、水道事業会計予算に関する説明書及び予算概要説明書98ページから102ページを御覧ください。

これより質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。挙手をお願いします。

二橋委員、どうぞ。

○二橋委員 収益的収入のこの1款1項1目の物価高騰の対策補助金ということで、例年とちょっと違う様子になってるんですけども、本来の給水収益の積算って分かりますかね。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えをいたします。

本来の給水収益の積算につきましては、給水収益を12億1,469万円と見込んでおります。令和7年度の給水収益の予算額ですが12億588万4,000円でございます。令和8年度が先ほど申し上げました12億1,469万円でございますので、差引き880万6,000円の増収を見込んでおります。

以上です。

○楠委員長 二橋委員。

○二橋委員 これは本来の収益状況を見ないと体質が分からないものですからちょっとお聞きしたんですけども、いづれにしろ、これ、どうですかね、やっぱり給水、さっきの下水道と同様に年々減る状況にあるのかね、どうなんですかね。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えいたします。

やはり給水人口につきましては減少傾向でございます。ただ、何ていうんでしょうね、単身世帯、アパートに入られる方が結構いらっしゃるものですから、給水戸数は増えております。

以上です。

○楠委員長 二橋委員。

○二橋委員 分かりました。以上です。

○楠委員長 ほかに質疑はありますか。

寺田委員。

○寺田副委員長 今の質問に関連するんですけども、やはりこの先、どんどん人口減少をしていくということと、だんだん空き家も増えてくるということなんですが、この先、長期的に見た減収の対策というのはどうしていくのか、

あれば教えてください。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えいたします。

減収対策ですけれども、水道料金滞納されてる方もいらっしゃいます。そういう方に対しましては、2期分、2回分の滞納した場合には給水停止の措置を行っております。給水停止をさせていただいた上で支払い再開に向けて協議をさせていただいておりますので、そこで料金の回収につなげておるような状況ではございます。給水停止することで料金を支払っていただけるものですから、そこで支払っていただけなかったお金については回収をしているということでございます。

ただ、委員おっしゃられるとおり、長期的に見ますとやはり人口減少というのは今後もずっと続いてまいりますので、将来的にはやはり料金改定というところも視野に入れて、給水収益の確保を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○楠委員長 寺田委員、いいですか、どうですか。

○寺田副委員長 なかなか料金改定と言うと市民に負担がかかりますので、そうならないように、何かほかの方法で工夫をお願いします。

以上です。

○楠委員長 ほかに質疑は。

寺田委員。

○寺田副委員長 収益的収入の1款1項3目のところですね、他会計負担金の下水道の使用料受託業務負担金の詳細を伺います。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えいたします。

他会計負担金の下水道使用料受託業務負担金でございますが、下水道使用料の収納等に関わります業務を水道事業で行っております。その業務に伴います費用分の公共下水道事業会計からの負担分となっております。

具体的には料金収納業務等の委託料と量水器、水道メーターの修繕費、あと減価償却費、下水道使用料の収納に関する費用を水道料金と下水道使用料の調定の件数に基づきまして案分して負担金を算出しておりますところでございます。

以上です。

○楠委員長 寺田委員、どうですか。

○寺田副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○楠委員長 ほかに質疑はありますか。

佐原委員。

○佐原委員 収益的収入の1款2項2目で、加入金1,771万4,000円は何件分の見込みですか。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えいたします。

加入金の何件分の見込みかということでございますが、加入金につきましては262件を見込んでおります。内訳でございますが、口径13ミリが120件、口径20ミリが110件、口径25ミリが2件、口径13ミリから20ミリの増径分が30件で計262件の内訳となっております。

以上です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 この口径13ミリから20ミリへの管の太さを増やしたというのはどういう理由なんですか。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 上下水道課といたしまして、一般家庭につきましては口径13ミリが多く使われておりますが、やはり家の建て方が昔と違って2階に水回りがあるですとか、水栓柱も大分数が多いもんですから、同時に使用するとどうしても水の出が悪くなるおそれもございますので、口径20ミリを推奨ということでさせていただいております。ということで、今、口径13ミリで建てているんですが、建て替えのときに20ミリに替えるということもございますので、そういうときに口径13ミリから口径20ミリの増径というのが発生しております。

以上です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 今回、ちょっと話がそれちゃうかな、地域の中で経済対策のところで基本料金の2期分、4か月分と言ったときに、口径が大きい人のほうが多いじゃないかみたいなことを言ってきた地域の人がいる。けども、いや、それだけ同じ秒数出したって大量に水道料金払うんだから、そういう意味じゃないのと言ったら、何かたまたま家が高いところにあるから、そういう太いのでないかと駄目だってうちもあったりするんでとかって聞いたもんですから、じゃあ普通のうちでもやっぱり2階に、2階建てとか3階建てとか、そういううちというのは、もう1階の部分、全てを口径20ミリにするということ。引いてくるだけだからいいのか。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 そうですね、引き込むまでを20ミリで。宅内につきましては口径20ミリじゃないとは思いますが。もっと細い管で多分引いてあると思いますので。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 そうですか、それでも替える人がいるということですね、すみません。

○楠委員長 よろしかったですか。

○佐原委員 ありがとうございます。

○楠委員長 それでは、ほかに質疑はありますか。

寺田委員。

○寺田副委員長 同じく収益的収入の1款2項3目、他会計補助金1億1,500万円が計上されてますけども、その詳細を伺います。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えいたします。

他会計補助金につきましては、物価高騰対策といたしまして実施をいたします水道基本料金の免除に伴います給水収益から減額される4月、5月、6月請求分の基本料金に該当するものでございます。内訳でございますが、偶数検針月であります4月、6月請求分につきましては、対象約1万3,700件、金額としまして1請求当たり約3,900万円。奇数月検針でございます5月につきましては、対象件数約1万2,650件、金額といたしまして3,850万円を見込んでございます。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田副委員長 前の臨時会のときに質問しましたが、結局、水道契約してないところの世帯についての手当というのはなしということで変わらないわけですね。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 水道事業としては、そこにつきましては水道引いてない方に対しては、このような施策は行いません。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田副委員長 あと、3月、4月というのは転出入世帯が増加すると思うんですが、そういった世帯、3月中に転出入した世帯とか、4月中に転出入した世帯、そういうところの対応、検針も月が替わってしまうと思うんですけども、そういった対応はどのようになさるのでしょうか。

○楠委員長 上下水道課長代理。

○外山上下水道課長代理 3月、4月、確かに人の異動が多い時期ではございますが、今回も対象の月を3月、4月ということで設定しておりますので、もしその方が市外に行かれたとしても、3月分、水道料金払っていただいている方であれば基本料金を免除するという流れになります。とにかくその時期に使った方は皆さん対象にするというような流れになります。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田副委員長 転出した人についても、転入してきた人についても、それは対象となるという理解でよろしいわけですね。

○楠委員長 上下水道課長代理。

○外山上下水道課長代理 はい、そのとおりです。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田副委員長 分かりました。

○楠委員長 それでは、ほかに質疑はありますか。

寺田委員。

○寺田副委員長 収益的支出のほう、1款1項3目のところで17節の委託費、水道料金収納業務等包括業務他の詳細を伺います。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えいたします。

委託料の内容につきましては、水道料金収納業務等包括業務のほか、施設・管路耐震化更新計画及びアセットマネジメントの見直し業務、スマートメーターによります湖西市の共同研究の支援業務、コンビニ収納の代行業務、予算書・決算書作成支援業務として合計8,743万2,000円を委託料として計上させていただいております。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○楠委員長 いいですかね。

それでは、ほかに質疑はありますか。

寺田委員。

○寺田副委員長 同じく収益的支出のところですね、26節の負担金、下水道課負担金が増額した理由を伺います。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えいたします。

負担金の増額した理由でございますが、市のネットワークや電子計算機等の使用につきまして、一般会計へ支出する負担金を計上したのによります。これまで当該システムにつきましては賃借料として計上しておりましたが、性質上、負担金として支出するものであるということで、令和8年度から負担金として計上したことによりまして増額をしております。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○楠委員長 それでは、ほかに質疑ありますか。

菅沼委員。

○菅沼委員 同じく収益的支出で、減価償却費、前年比で816万7,000円増額した理由をお伺いします。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 増額した理由でございますが、令和7年度中に完成予定の知波田の配水場の更新工事や配水管の布設替え工事、また水道スマートメーター設置に伴います減価償却費が新たに計上されており、耐用年数を迎えた配水管等の減価償却費との相殺によりまして、結果として令和8年度は前年度比約816万7,000円の増額となったものでございます。

以上です。

○楠委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 分かりました。終わります。

○楠委員長 それでは、ほかに質疑ありますか。

佐原委員。

○佐原委員 同じ収益的支出で、1款1項6目で、ほかの費用に属さない経費が半分以下になっている理由をお願いします。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えをいたします。

ちょっと前置きが長い答弁になってしまいますが、申し訳ございませんが。その他営業費用につきましては、中高層契約に伴います水道量水器等の材料売却原価を計上しております。そもそも中高層契約がどういったものかと申しますと、本来、アパートやマンションなんかの大きな共同住宅につきましては受水槽を設けておりますが、受水槽に水を入れるためのメーターに対して加入金を徴収して、公設メーターとして市が管理をしております。受水槽から先につきましては、配管を通しまして各部屋に水を送っておりますが、部屋ごとに建物の所有者がメーターをつけて、それぞれの水量を量っているというのが一般的であります。このときに湖西市といたしましては、受水槽に入れる水の量を水道料金として徴収いたしまして、各部屋の水道代の請求は所有者方、いわゆるオーナー側で行うことが原則となっております。

ただし、所有者側が、オーナー側が水道の検針や料金の徴収を行うことは大変でございますので、例外として市と所有者の契約によりまして市が各部屋の検針と水道料金の徴収を実施するというのが中高層契約となります。このときの各部屋のメーターは所有者が用意することになりますが、湖西市では現在、スマートメーターのほうを設置しておりますので、中高層契約を締結する際は、所有者が用意するメーターにつきましては、市が指定をしておりますスマートメーターを設置していただいております。

ただ、スマートメーターはデータの集約を中部電力のプラットフォームを活用しておりますので、中部電力さんのものでないといけないということになっております。ただ、中部電力さんにつきましては、販売先を市のほうにしかできないということになっておりますので、市が水道メーターと通信端末を購入いたしまして、購入した同額にて所有者に購入していただいております。

このときの会計の流れなんですけど、棚卸資産でまず購入をいたします。そして材料売却を行った上で出庫処理としての経費計上をその他の営業費用、材料売却原価に計上いたします。以上の流れを踏まえて、令和7年度におきましては、スズキさんの社員寮を予定しているということで、寮に設置をいたします、先ほどの中高層契約用のスマートメーターの材料売却原価に計上しておりましたが、令和8年度はこの分がございませんので、その分が昨年度より減

額しているということとなります。

以上となります。

○楠委員長 佐原委員、いいですか。

○佐原委員 大体分かりますが、一戸一戸の家庭との契約よりも安価でできた結果ですということですかね。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 今年度につきましては、スズキさんの社員寮がございます。そこかなりの件数ございましたので、そこに予算計上させていただいておった。来年度につきましては、そのような大型案件がございますので、その分が差額として減額ということになっている状況でございます。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 すみません、もう一回、何案件がない。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 スズキさんの社員寮がありますね。その設置を、中高層の契約用スマートメーターを予算計上しておりましたけれども、その分につきましては今年度、執行してまいりますので、来年度、そういうのは、件数がかなり多い件数の建物になりますので、そういった建物は無いということで数字が件数が少ないもんですから費用が減っています。

○楠委員長 上下水道課長代理。

○外山上下水道課長代理 ちょっとまた違う表現で。今年度、オーナーさんに買ってもらうスマートメーターが令和7年度はとても多かったんですけど、令和8年度はそれがないですよという、スマートメーターの原価分をここに計上するという会計上の処理になりますので、端的に言うと、令和7年度たくさん買ってもらう予算でして、令和8年度はその買ってもらう量が少ないので、その分、差額として会計上減額になってるという意味合いになります。ちょっと分かりづらいところになってます。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 高層契約の件数が変わったからということで分かりました。ありがとうございます。

○楠委員長 ほかに質疑ありますか。

寺田委員。

○寺田副委員長 資本的支出のところですね、1款1項2目で、28節の工事請負費、配水管布設替え工事の詳細を伺います。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えいたします。

令和8年度につきましては、配水管の布設替え工事10件、工事延長約3.9キロメートルを計上しております。内訳といたしましては、重要施設管路に該当いたします管路の耐震化を目的とする工事が2件、アセットマネジメント計画に基づきます水道管の更新布設替え工事が8件となっております。布設替えの目的ですが、当然、老朽化した管路の耐震化が目的となっております。

また、災害時におけます避難所であったり、学校であったり、負傷者を受け入れる病院等につきまして、給水経路となります重要施設管路の更新を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田副委員長 その場所って地区的にはどこなんですか。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 これも以前にちょっとお示しさせていただいた資料があったと思うんですが。

○楠委員長 暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

---

午前11時22分 再開

○楠委員長 休憩を解いて会議を再開します。

それじゃ説明をお願いします。上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 重要施設管路と申し上げましたものにつきましては、図面上で青色で着色をしてございます路線。ちょっと分かりにくいですが、鷺津の遠鉄ストアさんですとか杏林堂さんの辺りの路線となりますが。

○楠委員長 寺田委員、大丈夫ですかね。

○鈴木上下水道課長 ちょっと市内、満遍なくありますので、赤色で着色して示しておりますのがアセットマネジメント計画に基づいて布設替えを行う管路となっております。

以上です。

○寺田副委員長 よく分かりました。ありがとうございます。

○楠委員長 ほかに質疑のある方は挙手をお願いしたいんですけども。

佐原委員、お願いします。

○佐原委員 資本的支出で1款1項3目、ちょっと通告分は量水器費だが、前年より大きく減少した理由はってなってますけど、説明どおり、現金支出はなく、振替による処理とは、100万円というのは枠取りということなのか、その説明をお願いします。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 スマートメーターがこれに当たるものになりますが、令和7年度の国交省からの追加補正予算がございまして、その追加補正予算を活用することで、令和8年度分のスマートメーターの調達令和7年度中にできることになりました。それにつきましては12月の補正予算をお認めいただいて、購入の段取り、今、進めてるところでございまして、その分の購入のための費用が令和8年度のものが令和7年度に前倒しとなったということで、令和8年度分の予算減少となっております。

以上です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原委員 分かりました。ありがとうございます。

○楠委員長 ほかに質疑はありますか。

菅沼委員。

○菅沼委員 同じく資本的支出で、投資有価証券を令和8年度に購入しようとする理由を伺います。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 水道事業につきましては、安定した資金確保のため、これまでも国債や定期預金を活用して、内部留保資金の運用を進めておったところでございます。令和8年度におきましては、昨今の金利上昇を受けまして、内部留保資金のより効率的な資金運用を図ってまいりたいと考えております。投資有価証券の購入に当たりまして、収支計画におけます内部留保資金の金額を鑑みた上で、2年から5年で満期になる有価証券の購入というのを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○楠委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 内部留保資金の関係で購入するかどうかということを決めると。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 はい、そのとおりです。

○楠委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 もう一点いいですか。ここにその他の債券というのがありますけど、その他の債券っていうのは具体的にはどういうものがあるんですか。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 政府保証債というような債券もございますので、そういったものをいろいろ選択しながら、購入のほうを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○菅沼委員 分かりました、終わります。

○楠委員長 よろしかったですかね。

ほかに質疑ありますか。二橋委員。

○二橋委員 同じところなんですけども、今、大体内容的には聞きましたけども、この運用に関して、この資金運用に関しての令和8年度の計画に対する根拠となるものは、要するにどれだけ運用して、どれだけするという、そういう規定とか、基準ってありますか。

○楠委員長 上下水道課長代理。

○外山上下水道課長代理 その部分の規定についてなんですけども、一応、今、湖西市の経営戦略の中で、年間で持つ内部留保資金の確保目標額というのを定めてます。大体、先々見ますと7億円、8億円ぐらいを設けようと。その6億円、7億円、8億円ぐらいの中で、ずっとそのまま普通預金に入れておくのではもったいないということで、資金運用を短期で、場合によっては長期でというのをやっております。そのときの計画値なんですけども、あくまでそのことについては、それぞれの決算見込みでどれぐらいその年度、キャッシュが流れていくか。あとどれぐらいキャッシュがたまるかというのを見ながら、6億円、8億円は常に持ってないといけないという額の基本的には3分の1ぐらいをまず運用できればなということで、これについてはちょっと徐々に今、始めてところで、確実にそのときに、じゃあ5割やっておけばいいかってなると、また場合によってはいろんな災害で欲しくなる可能性があるとなれば、それぐらいの資金については定期預金のほうで持っていたりということで、そこら辺は流動的にやっているという状況で、現時点では大体30%ぐらいというめどではやっておりますが、それについてはちょっとやはりそのときの状況によって割合は変えながらということで。ただ長期で10年、20年持つというのはなかなか、キャッシュは常に持っていたいところであれば2年、3年、4年という短いスパンでの運用というのも可能になりますので、そういった捉えで今回計上のほうをして、やっていこうという形になります。

以上です。

○楠委員長 二橋委員。

○二橋委員 一応分かりましたけども、こうした有価証券等々の資金運用のために行う運用のための選択ってあると思うんですね、債券とか。この選択というのはどういうふうにする予定なんですかね。

○楠委員長 上下水道課長代理。

○外山上下水道課長代理 基本的には国債を、一番債権として堅い国債というのを見ていきます。ただ、国債は債券の中でも正直利率が低いということで、政府保証債というのを見ていきます。大体、国債よりも0.2%ぐらい上乘せになります。例えば、そうですね、金融機構債というのもございます。金融機構のほうは自治体に対して企業債とか起債を貸してるところになりますので、お客さんが基本的には自治体というところ、そうすると政府保証債ということで、ある程度、その母体がしっかりしてるようになりますので、そういったところを中心に選びながら、場合によっては国債だけではなくて、政府保証債というところも視野に入れながら運用をできればなということで考えています。

以上です。

○楠委員長 二橋委員。

○二橋委員 民間ですといういろいろそういう指南をする事業者といういろいろ協議をしながら選択すると思うんですけども、今、湖西市の場合には、この7億円から8億円は全体なんですけども、取りあえずこの2億2,000万円、これは水道事業の観点なんですけど、それを要するに独自で考えるのか、あるいはそうした紹介とか、そういうところを利用するとかというのをやってます、どうですか。

○楠委員長 上下水道課長代理。

○外山上下水道課長代理 こちらの債券の検討に当たっては、証券会社さんのほうから情報をいただきながらやっております。また、その運用に関しては、市のほうで組織する委員会も備えておりますので、そういった中で報告をしながら運用のほうは進めていきたいということで考えております。

一般会計のほうも短期的な運用であったり、場合によってはちょっと長期的な運用もされてるということで、一緒にちょっとそこら、会計部門と相談しながら、水道事業のキャッシュも、ただ普通預金に入れておくのではなくて、できるだけ有効活用をしていきたいということで考えております。

以上です。

○楠委員長 二橋委員。

○二橋委員 以上で終わります。ありがとうございました。

○楠委員長 それでは、この議案第43号に対しまして。ああ、ごめんなさい。

菅沼委員、どうぞ。

○菅沼委員 ちょっと今のところで1点聞きたいんですけど、民間ではという話ありましたが、有価証券というと株券とか投資信託とかあるんですけども、そういうものはできないんですか。

○楠委員長 上下水道課長代理。

○外山上下水道課長代理 基本的には企業会計のほうでは、有価証券というものについては項目としてございますので、場合によっては株ということも方法としては可能ではあるかと思います。ただ、なかなか今の御時世、乱高下激しいとかいうことで、一般的にはほかの企業会計のほうは国債であるとか政府保証債、場合によっては電力債のほうを静岡県企業の局も購入して運用してますので、極力、僕らのほうはそういうものに左右されないような、しっかり格付がされたAAAとかというものであれば、そういったあまり危険なことはしない、しっかりと運用できる、元本も満期になればしっかり保証されるようなところで運用していきたいと思っております。

以上です。

○楠委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 リスクの少ないものだと思いますけども、分かりました、ありがとうございます。

○楠委員長 よろしかったですか。

ほか、ないですか。

佐原委員、どうぞ。

○佐原委員 ちょっと今、どこだったか、付箋を貼ったのが分からなくなっちゃったんですけど、人件費が上下水道課が統合することによって2人削減しましたよというのがあったと思うんですけど、一番最初、さっきの下水道のほうに戻っちゃうと、先ほどの私が人手不足という言い方しましたけれども、技師さんの不足で発注できなかった、その作業が進まないという状況があると言いましたけども、その2人は技師さんの確保とは関係ないというか、大丈夫な範囲なんですかね。

○楠委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 職員の削減につきましては事務職員でございますので、技術職員の削減はしてございません。

今回、上下水道を統合したことで、上水の工事やっていた者が下水の工事、できないわけではございませんので、そういうった中で上水の工事やる者は下水の工事をやる、下水の工事をやる者が上水の工事やるということで、ちょっと仕事のある程度配分もできるようになったかなと思っておりますので、そういう意味では統廃合の効果はあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○楠委員長 佐原委員、どうですか。

○佐原委員 分かりました。技師さんの確保はなかなか全国的に難しいというお話も聞いてますので、全国的なんで、ちょっと湖西市だけの対応は難しいかと思えますけど、少数精鋭で頑張っていたきたいと思えます。

以上です。

○楠委員長 ほかに質疑はありませんか。

それでは、私のほうから議案第43号について委員として質疑を行いたいと思えますので、暫時副委員長と交代をいたします。

○寺田副委員長 それでは、暫時委員長の職務を行います。

質疑を行います。楠委員。

○楠委員長 資本的支出のところなんですけれども、2点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点目なんですけれども、当該費用に関連する経営K P I、有収率ですとか給水原価、料金回収率の当年度の目標値を伺いたいと思えます。お願いします。

○寺田副委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えいたします。

まず有収率でございますけれども、90%以上を確保することを目標としてございます。

2つ目の給水原価ですが、湖西市新水道ビジョンにおきましては、令和8年度におきましては164円を計画値として設定してございます。

3点目ですが、料金回収率につきましては100%以上ということを目指に取り組んでおるところでございます。

以上です。

○寺田副委員長 楠委員。

○楠委員長 この目標達成するために、特にクリティカルな事業というんですかね、ここについて令和8年度は取り組んでいくよというような事業があれば伺いたいですけど、いかがでしょうか。

○寺田副委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 有収率につきましては、今年度、衛星画像を活用しました漏水調査ということもやってございます。そういった中である程度、漏水のおそれがあるエリアというところもつかんでおりますので、そこにつきましては来年度、実際に現場のほうを調査させていただいて、漏水の有無をちょっと確認していくと。そういった中で漏水が確認できれば、そこを修繕して、有収率の上昇につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○寺田副委員長 楠委員。

○楠委員 漏水のところ、スマートメーターが大分普及をしてくれているというところで、実際にそういった漏水が発見できるような事案というのは、もう既に把握をされていたりするんですか、どうでしょうか。

○寺田副委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 スマートメーターにつきましては宅内漏水、いわゆる敷地の中の漏水、メーターを通った後の敷地内での漏水につきましては漏水検知機能がついてございます。1時間当たり15リットルの水が72時間ですかね、3日間流れ続けますと、スマートメーターが漏水としてそこを検知いたします。そうしますと、検知した情報をメー

ルにて上下水道課のほうへメールが入ってまいります。そうしますと上下水道課のほうではどこのメーターからの漏水警報がメールが入ったというのを確認できますので、そうしたところで所有者の方へ連絡をさせていただいて、ちょっと漏水のおそれがあるということをお伝えさせていただいておりますので、そういった意味では漏水の早期発見というものにはスマートメーター、役に立っているかとは感じております。

以上です。

○寺田副委員長 楠委員。

○楠委員 ありがとうございます。ほぼほぼ理解できましたけども、給水原価につきましては、先ほど下水のほうでもありましたけれども、ちょっと努力をしていただくかなというところですね。

もう一件、よろしいですか。

○寺田副委員長 はい、どうぞ。

○楠委員 同じく資金的支出のところなんですけども、令和8年度の建設改良費、幾つか御案内あったと思うんですけども、主な事業内容と施工の延長、管路及び事業費、施工の延長につきましては、先ほど地図を見ながら伺いをしましたので、そうですね、管路の更新率と、あと耐震化率の目標値を伺いたいと思います。お願いします。

○寺田副委員長 上下水道課長。

○鈴木上下水道課長 お答えをいたします。

管路更新率ですが、今年度、令和8年度、工事を行いますと、配水管延長の約0.9%の増となっております。

耐震化率ですが、更新率同様、0.9%の増を見込んでおります。目標値といたしましては、湖西市新水道ビジョンの中で年間1%の更新ということで目指しておりますので、0.1%ほどは不足しておりますが、ほぼほぼ計画どおりにいけるのかなとは考えております。

以上です。

○寺田副委員長 楠委員。

○楠委員 計画どおり進んでいて、目標としているということですね、理解をしました。

私のほうからは以上で終わります。

○寺田副委員長 それでは委員長交代をします。

○楠委員長 ありがとうございます。

それでは、また質疑に戻りますけれども、ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○楠委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結し、これより討論に入りたいと思います。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○楠委員長 なしですね。ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これにより議案第43号 令和8年度湖西市水道事業会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○楠委員長 ありがとうございます。挙手全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

当局の入替えがございますので、暫時休憩をしたいと思います。再開を13時とします。

午前11時42分 休憩

---

午後1時00分 再開

○楠委員長 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

引き続き議案の審議に入りますけれども、発言は必ず挙手の上、指名に基づき、マイクのスイッチを入れて御発言をお願いします。

また、お互いに貴重な時間でございますので、質疑は一問一答式としまして、特に答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思います。

それでは、都市整備部長がおみえになってますので、御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。部長、よろしくお願いします。

○勾坂都市整備部長 都市整備部長の勾坂です。

引き続き建設環境委員会での審議のほう、よろしくお願いいたします。

都市整備部からは、湖西市空家等対策協議会設置条例ということで新設の条例の審議をお願いすることとしてます。湖西市の空き家対策ということでは、令和6年の7月に湖西市空家等対策計画の改定をしております。3つの基本方針ということで、活用の拡大、管理の確保、特定空家の除却等ということで、柱立て、3つ立てまして、活用の拡大につきましては、バンクの利用促進、管理の確保につきましては、相談会ですとかセミナー、特に我が家の終活セミナーということで開催をして周知をしてきてるところ、特定空家の除却等につきましては、昨年の10月に新所原地内で所有者等が覚知できない特定空家、こちらの略式代執行を1件行ったところでございます。特定空家の除却という部分につきましては、特に空き家といえどもやっぱり個人の資産というところがありますので、取扱いについては公平性、平等性といったものが求められるというふうに考えております。

そうした中で、今回の空家等対策協議会のほうにつきましては、法律ですとか、不動産、建築等々、専門の方にも加わっていただきまして、特定空家や管理不全空家の取扱い、あるいは湖西市空家等対策計画の改定といったことでいろいろ御意見をいただく、そういった場を設けたいと考えておりますので、この条例案について審議のほうをよろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○楠委員長 ありがとうございます。

続きまして、議案第9号 湖西市空家等対策協議会設置条例の制定についてということで議題といたします。

議案書は14ページから16ページを御覧ください。

それから、これより質疑を行います。1条から順番に進めていこうと思ってるんですけど、私は最後にちょっとまとめてお伺いしたいなと思いますので、よろしくお願いします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○楠委員長 それでは、そのように進めていきたいと思いますので、質疑のある方はございませんか。

菅沼委員、お願いします。

○菅沼委員 いいですね、私からで。

○楠委員長 はい。

○菅沼委員 それでは、条文の第3条で、条例が令和8年4月1日から施行されますが、12人以内の協議会の委員は決定されているのかどうかお伺いします。

○楠委員長 都市計画課長。

○片山都市計画課長 お答えいたします。

現時点では具体的にどなたに依頼するかまでは決定してございませんが、委員の構成員としましては、市長のほか、自治会連合会の会長、それから宅地建物取引士、建築士、司法書士、土地家屋調査士、大学の教授を想定してございまして、士業団体からの推薦等をお願いする予定でございます。

以上です。

○楠委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 じゃあ今のところ、そういった専門の方というのは誰一人決まってないということですか。

○楠委員長 都市計画課長。

○片山都市計画課長 まだアプローチはかけてございません。

○楠委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 そうですか、大丈夫ですか、1日からの施行で。

○楠委員長 都市計画課長。

○片山都市計画課長 一応、他の自治体等々の事例等は調べさせていただいて、こういった方をお願いしてるという状況でございますので、協会のほうは、それぞれこういったことをやってるということは認識していただいております。

以上です。

○楠委員長 菅沼委員。

○菅沼委員 了解しました。

○楠委員長 よろしかったですかね。

○菅沼委員 いいです、いいです。終わります。

○楠委員長 それでは、続けて質疑を。

佐原委員。

○佐原委員 同じく3条のところで、2の(2)に市長が委嘱する者のうち「福祉、文化」に「知識と経験を有する者」とはどのような職種の方をいうのでしょうか。

○楠委員長 都市計画課長。

○片山都市計画課長 お答えいたします。

現時点では大学の教授を想定してございます。

以上です。

○楠委員長 佐原委員、いいですか。

○佐原委員 分かりました。

○楠委員長 それでは、続けて質疑を行います。

二橋委員。

○二橋委員 第5条ですけども、守秘義務についての制約があるわけですが、この違反があったときの措置について何も明記はしてないんですけども、そこら辺はよろしいんですね。

○楠委員長 都市計画課長。

○片山都市計画課長 お答えいたします。

特定空家等や管理不全空家等の認定等につきましては、空き家の所有者等の個人情報を取り扱う可能性があるため、守秘義務について記載してございます。ただし、不動産の所有者につきましては法務局の登記情報を閲覧すれば誰でも調べることができる情報であり、高度な機密を扱うものではないため、罰則までは設けてございません。

参考に、全国の自治体を調査したところ、令和8年2月24日時点となりますが、空き家等の協議会につきまして罰則を設けている自治体はございませんでした。

以上です。

○楠委員長 二橋委員。

○二橋委員 それで、これってそういう守秘義務を限定とした誓約書とか、そういうものの観点からは考えないんですかね、どうですか。

○楠委員長 都市計画課長。

○片山都市計画課長 委員に対してということですのでよろしいですかね。

○楠委員長 二橋委員。

○二橋委員 はい。

○楠委員長 都市計画課長。

○片山都市計画課長 空き家の所有者の個人情報に係る部分が主な秘密であると考えておるところでございますけれども、非公開部分の会議等におきまして、書面決議等々やっていく予定もございますが、口外しないように委員さんのほうへ注意喚起することを考えてございます。

以上です。

○楠委員長 二橋委員、いいですか。

○二橋委員 ちょっと気になるのは、この何ですか、不動産とかあるいは建築等々に関して、営業に関係した委員というと、やはり偏りがあるかなと思いますけども、この辺についてはどうですかね。

○楠委員長 都市計画課長、大丈夫ですか。都市計画課長代理。

○高橋都市計画課長代理 お答えいたします。

今、御指摘ありましたように、特に不動産関連ですとか住宅関連ですと、当然空き家を活用したビジネスにつながるというところもありますが、今回想定してるのが協会ということで、公平性を基本とした形でお願いをするということですので、そこの個々の宅地建物取引士ですとか建築士につきましても、それぞれの協会の名前を背負って来ていただくというところを前提として考えておりますので、そこも重ねてのお願いをしたいと考えております。

○楠委員長 二橋委員。

○二橋委員 それはよろしいかと思いますが、そうした協会とか業界のやっぱり推薦とか、そういうのを厳密にお願いしたいなと思います。

以上です。

○楠委員長 都市計画課長代理。

○高橋都市計画課長代理 かしこまりました。ありがとうございます。

○楠委員長 よろしいですかね。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

佐原委員。

○佐原委員 第6条です。第2項で、「会長は、市長をもって充て」とあるが、第3条第3項に「市長は、あらかじめ指定する市の職員（副市長を含む）に職務を代理させる事ができる」と、市長が参加できない想定の条文が冒頭よりあり、市長を委員や、まして会長に充てる意味は何なのか。座長が会長では駄目なのか、お願いします。

○楠委員長 都市計画課長。

○片山都市計画課長 お答えいたします。

市長が委員となっているのは、空家等対策の推進に関する特別措置法にて市長が協議会に必須の構成員となっているためでございます。また、市長を会長としているのは、会長の主な職務となる庶務につきまして、市長が行ったほうがスムーズであると考えたためでございます。さらに、市長及びその職務の代理につきましては、特定空家等や管理不全空家等の措置につきまして発議する機会が多くなると思われるため、会議をまとめるファシリテーターである座長と会長は別に分けたほうが良いという考えの下に、市長を会長、別に座長を設けるという方針とさせていただきます。

以上です。

○楠委員長 佐原委員、いかがですか。

○佐原委員 分かりました。上位法がそうなっているというところで理解しました。

○楠委員長 それでは次、ほかに質疑がある方はいませんか。

寺田委員。

○寺田副委員長 今の会長に関することなんですけども、その市長を充てるという、必須ということ、法令のほうでなっていると。

○楠委員長 都市計画課長。

○片山都市計画課長 そのとおりでございます。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田副委員長 上位法令で。

○楠委員長 都市計画課長。

○片山都市計画課長 はい。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田副委員長 ああ、そうなんだ。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田副委員長 上位法令で必須になっているということは、ちょっと私知らなかったんですけど。そうすると会長に充てることは仕方ないと思うんですけども、その辺は市長の立場からいって、中立性とか協会の独立性ということを考えたら、発言権が強くて、市長の意向で左右されるんじゃないかというふうに思ってしまうんですが、その辺は担保されてるということよろしいんですか。

○楠委員長 都市計画課長。

○片山都市計画課長 お答えいたします。

本協議会は審査機関ではなく、最終決定を行うための意見をいただくことを目的としてございます。また、会長の主な職務は庶務であるため、市長が行ったほうがスムーズであると考えて、まず会長を市長とさせていただいております。

立法の解説によりますと、空家等対策計画の作成・実施に当たり、協議会を設けることで地域のニーズをより丁寧に酌み取ることや、専門性、公平性を高めることが期待できるとともに、協議会に人材を糾合し、地域を挙げて空家等対策に取り組むことができるからであるというふうに書いてございます。市長と地域の方、ここで言う委員の方が空き家に関して、空き家に関する問題に対して話し合う場であるということが重要であるというふうに考えてございます。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○楠委員長 ほかに質疑は。

菅沼委員。

○菅沼委員 それじゃ第8条で、協議会はどのようなスケジュールで開催をされるのかお伺いします。

○楠委員長 都市計画課長。

○片山都市計画課長 お答えいたします。

来年度は上半期に1回、それから下半期に1回を予定してございます。次年度以降も協議会の意見の施策への反映、それから特定空家等や管理不全空家等の指導に合わせて年2回程度を継続して実施していきたいと考えてございます。

以上です。

○楠委員長 菅沼委員、いいですか。

○菅沼委員 分かりました、終わります。

○楠委員長 それでは、続けていきましょう。ほかに質疑のある方。

寺田委員。

○寺田副委員長 第8条第4項に、「個人情報を含む事項の調査又は審議に係る会議については、公開しない」とありますけども、ほとんどの空き家が私有財産で、個人情報に関することが多いと思うんですが、ほぼ非公開になるのではということちょっと心配するんですけども、透明性とか中立性の疑義というのは生じないんでしょうか。

○楠委員長 都市計画課長。

○片山都市計画課長 お答えいたします。

空き家であることが判明して空き巣被害に遭う事例などもございます。命令に至った特定空家以外について、場所を公表することは差し控えたいと考えてございます。不動産は法務局の登記情報を調べることで所有者等を調査できてしまうことから、個別具体的な案件の審議については公表いたしません。特定空家等及び管理不全空家等に関する措置の透明性、中立性につきましては、静岡県空き家等対策市町連絡会議で整理された考え方を基に、市の判定基準をウェブサイト等で公表することを予定してございます。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田副委員長 会議自体を公開しないって、その審議の経過について透明性というのはいかがですか。

○楠委員長 都市計画課長。

○片山都市計画課長 会議自体、空家等対策協議会という形になっておりまして、個人情報のものは非公開とするということでございますが、会議自体、空き家の例えば認定であるとか、そういったことだけではなくて、計画であるとか施策に関しても協議をしております。そういったものに関しては公開をしてやっていく予定でございます。

以上です。

○楠委員長 寺田委員。

○寺田副委員長 分かりました、ありがとうございます。

○楠委員長 ほかに質疑のある方はありませんか。ないですか。

それでは、この議案第9号について委員として質疑をしたいので、暫時、副委員長と交代をさせていただきたいと思います。

○寺田副委員長 それでは、暫時委員長の職務を行わせていただきます。

質疑を行います。

楠委員、どうぞ。

○楠委員長 幾つかあるんですけども、順番に伺いたいと思います。

第2条のところなんですけれども、特定空家等の認定や措置等の最終決定権は市長の行政執行で行われるというふうな整理でよろしいかをまず確認したいと思います。お願いします。

○寺田副委員長 都市計画課長。

○片山都市計画課長 お答えいたします。

お見込みのとおりでございます。本協議会は、空家等対策の推進に関する特別措置法に規定されているとおり、空家等対策計画の作成及び変更に関する内容のほか、特定空家等及び管理不全空家等の措置に関する内容につきまして協議し、最終決定を行うための意見をいただくことを目的としてございます。

以上です。

○寺田副委員長 楠委員。

○楠委員長 分かりました。

それでは続けて伺いたいと思います。第8条のところにつきましては、先ほど寺田委員の質疑でおおむね理解をしました。第9条のところでお伺いしたいと思います。「緊急を要する場合」というふうに記載あるわけなんですけれども、具体的にはどのような状態を想定しているのか。また、書面審議の成立要件は過半数なのか、全員の同意が必要なのか、どのように整理をされているのかと。書面決議の結果については公表をされるのかどうかというところも伺いたいと思います。お願いします。

○寺田副委員長 都市計画課長。

○片山都市計画課長 お答えいたします。

緊急を要する場合とは、空き家の状態が悪く、周辺への影響が予想され、早急な特定空家等の措置が求められる場合を想定してございます。空家等対策の推進に関する特別措置法にて勧告までされていないと緊急代執行を行うことができないため、書面で委員の意見を伺うものとして設定してございます。

また、第8条第4項におきまして、会議の議事につきましては、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときには会長の決するところによるとあることから、書面審議の成立につきましては、全委員に意見を伺い、過半数をもって議決といたします。

なお、特定空家等の措置に関する個別具体的な案件のため、書面審議については公表いたしません。

以上です。

○寺田副委員長 楠委員。

○楠委員長 緊急を要する場合、今、答弁ですと早急な対応が必要ということなんですけれども、この協議会は年2回と答弁が先ほどあったんですけども、ここの場合は、本当に緊急を要する場合はその場で行うという理解でよろしいでしょうか。

○寺田副委員長 都市計画課長。

○片山都市計画課長 そのとおりです。ただ、2回というのも、今のところ2回を想定しているという形の中で、内容がもし必要となれば、3回、4回という開催になると思うんですが、特に危険な特定空家、早急に対応しないといけない場合というのは、段取りを踏んでいくと非常に時間がかかってしまうものですから、書面決議によって承認をいただいて進めたいというふうに考えてございます。

以上です。

○寺田副委員長 楠委員。

○楠委員長 分かりました。おおむね理解ができました。終わります。それでは。

ごめんなさい、まだあった、最後、私、ごめんなさい、いつも最後。

その他なんですけれども、特定空家及び管理不全空家の認定の基準、この基準の明確化について、認定基準は条例、規則、要綱のいずれで定める予定なのかと、その判断基準は客観性を確保するために点数化ですとか、評価指標等、明文化をされるのか伺いたいと思います。お願いします。

○寺田副委員長 都市計画課長。

○片山都市計画課長 お答えいたします。

特定空家及び管理不全空家の認定につきましては、国のガイドライン「管理不全空家及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」に基づいて進めていくことになります。このガイドラインは非常に文言のみの分かりにくい箇所もございますので、令和7年の11月に静岡県空き家等対策市町連絡会議で整理された考えを基に、市の判定基準をウェブサイト等で公表することを予定してございます。

以上です。

○寺田副委員長 楠委員。

○楠委員長 その基準は規則ですとか要綱とか、そういったようなものに定められる予定でしょうか。こういった形

で定められるのかなというところ、伺いたいんですけど。

○寺田副委員長 都市計画課長。

○片山都市計画課長 基本的には規則、要綱等ではございませんで、あくまでガイドラインに基づいて市の判定基準を定めるという形のものでございます。

以上です。

○寺田副委員長 楠委員。

○楠委員長 それはまだこれからだと思うんですけども、点数ですとか、評価指標ですとか、そういった私たち市民にも分かりやすいような状態のものをつくっていただけるでよろしいでしょうか。

○寺田副委員長 都市計画課長。

○片山都市計画課長 認定に関しまして、例えば建物の具合であるとか、管理状態であるとか、いろんな項目がございます。それに対して５段階評価で分かりやすい指針になるというふうに想定してございます。

以上です。

○寺田副委員長 楠委員。

○楠委員 承知しました。また適宜、情報共有いただければなと思いました。

終わります。

以上で終わります。

○寺田副委員長 それでは、委員長交代します。

○楠委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はないでしょうか。どうでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○楠委員長 ないようでしたら、これをもって質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○楠委員長 ないようですね。これをもって討論を終結をいたします。

これより議案第９号 湖西市空家等対策協議会設置条例制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○楠委員長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして当委員会に付託をされました議案の審議は全て終了いたしました。熱心な審議をありがとうございました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただけますでしょうか、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○楠委員長 よろしいですかね。では異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で建設環境委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

〔午後１時24分 閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 楠 浩 幸